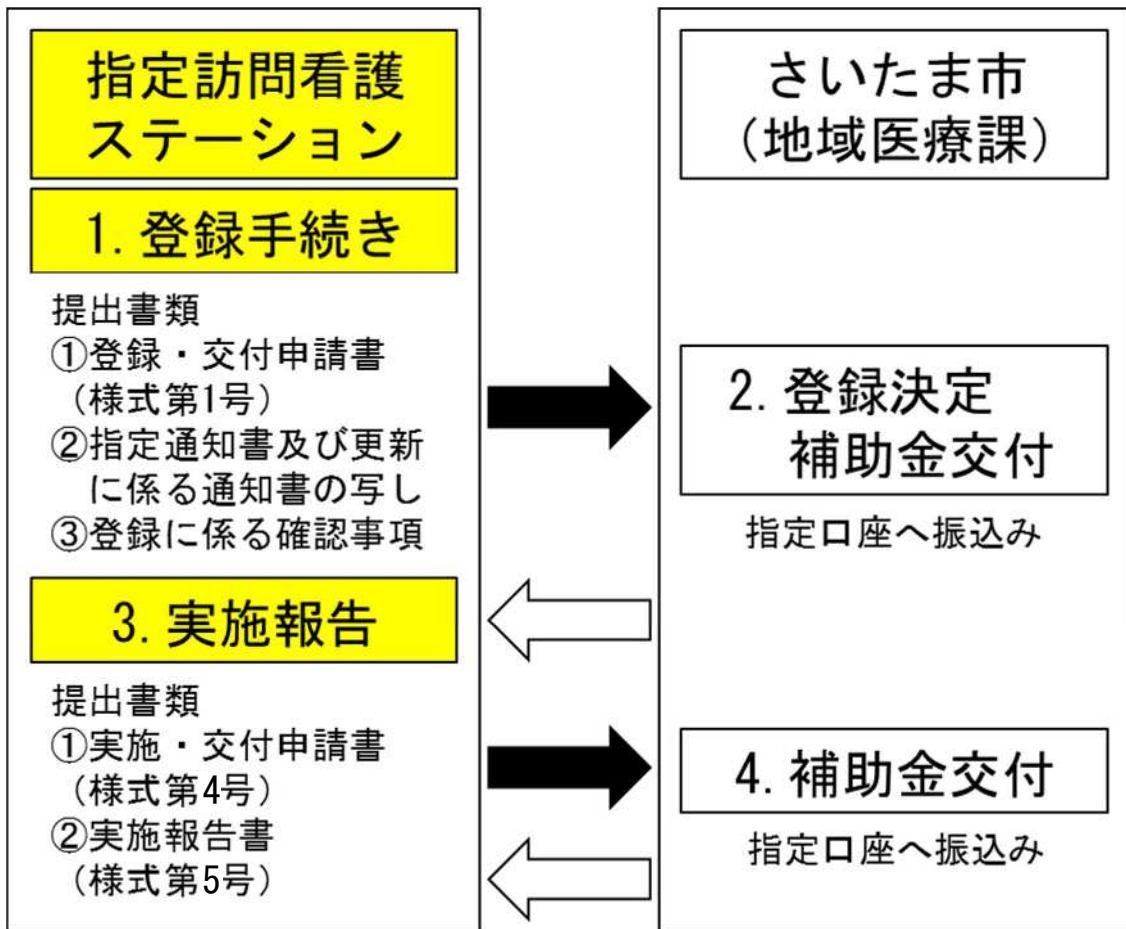


**令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者
訪問看護支援事業補助金運用の手引き**

本市では、市内の指定訪問看護ステーションに対する補助金事業を実施しています。事業所のみなさまにおかれましては、標記補助金をご活用いただき、今後も本市の新型コロナウイルス感染症対策にご協力をよろしくお願いいたします。

1. 補助金申請から交付までの流れ



2. 補助対象事業及び交付額

補助対象事業		交付額
(1) 補助事業者としての登録		50,000円/施設
(2) 自宅療養者への訪問看護	通常 (8:00~18:00)	20,000円 / 回
	夜間 (18:00~8:00)	30,000円 / 回
	休日 (日曜日及び国民の祝日)	30,000円 / 回

※ただし、自宅療養者への訪問看護の交付上限額は1補助事業者あたり月額45万円とする。

3. 補助事業者とは

市内の指定訪問看護ステーションで、本事業に登録申請後、市から決定を受けたもの。登録決定後は、医師の指示に基づき、市内の自宅療養者に対して訪問看護を実施した場合に、実施月分の回数をまとめて各提出期限までに報告。

4. 自宅療養者とは

本事業における自宅療養者とは、市内に所在する自宅等にて療養している新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者のうち、発生届がなされている者。ただし、厚生労働省の定める解除基準を満たしていない者に限る。

発生届の対象者

- ・ 65 歳以上の者
- ・ 入院を要する者
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
又は
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ・ 妊婦

発生届がなされているかは、訪問指示をした医師にご確認ください。

解除基準

有症状かつ人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- (1) 有症状患者
 - (a) (b)以外の者
発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合
 - (b) 現に入院している者（高齢者施設に入所している者を含む）
発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- (2) 無症状病原体保有者
 - 陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合
 - 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡）より引用。内容が見直しされた場合は、最新の状況に準じる。

5. 補助対象期間

令和5年4月1日（土）から令和5年5月14日（日）まで。

※ただし、令和5年5月7日（日）までに診断された場合に限る。

6. 提出期限

各月の実施報告に係る書類の提出期限は以下のとおりです。

実施月	提出期限
令和5年 4月分	令和5年 5月15日(月)
令和5年 5月分	令和5年 5月31日(水)

7. 問い合わせ先、提出先

さいたま市保健衛生局保健部地域医療課感染症係

- 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
- TEL：048-829-1292
- FAX：048-829-1967
- e-mail：chiiki-iryo@city.saitama.lg.jp
- 市HP：<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/011/001/p083993.html>
(各申請書類様式のダウンロードが可能です。)